平成 26 年度　第５回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

【日時】平成 26 年６月 30 日（月）午後 2:00～
【場所】豊田市役所　南 51 会議室
【出席者】
（委　員）

木　内　正　範　（市民公募委員）
後　藤　里恵子　（市民公募委員）
村　上　和　代　（市民公募委員）
都　築　孝　弘　（市区長会　理事）
近　藤　一　信　（市子ども会育成連絡協議会　会長）
武　田　洋　子　（私立幼稚園協会　代表）
深　見　康　子　（私立幼稚園保護者の会連合会　会長）
北　野　照　久　（市青少年健全育成推進協議会　会長）
光　岡　大　輔　（市 PTA 連絡協議会　会長）
佐　藤　美由紀　（市こども園保護者の会　幹事）
城　野　美智子　（市母子保健推進員の会　監事）
澤　田　ふく子　（市民生児童委員協議会主任児童委員部会　副部会長）
福　上　道　則　（社会福祉法人清心会東保見こども園　園長）
中　屋　浩　二　（児童養護施設梅ヶ丘学園　園長）
大　森　隆　子　（椙山女学園大学　教授）
高　橋　直　紹　（豊田市子どもの権利擁護委員　弁護士）
竹　内　正　知　（豊田加茂医師会　代表）
藪　押　光　市　（豊田商工会議所　事務局長）
鈴　木　隆　司　（豊田警察署生活安全課　生活安全課長）
渡　邊　正　美　（連合愛知豊田地域協議会　代表）
鈴　木　由美子　（市小中学校長会　代表）
釘　宮　順　子　（NPO 団体フリースペースＫ　代表）
萬　屋　育　子　（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち　理事）

（事務局）　成　瀬　和　美　（子ども部長）
大　谷　哲　也　（子ども部副部長）
古　井　幸　久　（次世代育成課副課長）
杉　本　奈々子　（次世代育成課主査）
天　野　雄　二　（とよた子どもの権利相談室室長）
伊　澤　裕　子　（子ども家庭課担当長）

河　合　悦　子　（保育課主幹）
中　野　雅　之　（保育課副主幹）
佐　藤　英　之　（教育政策課副課長）
羽 根 田　　修　（学校教育課指導主事）
坂　井　京　子　（次世代育成課長）
野　田　洋　子　（子ども家庭課長）
後　藤　哲　也　（保育課長）

【欠席者】
野　口　眞　弓　（日本赤十字豊田看護大学　教授）
小　竹　隆　行　（トヨタ自動車株式会社　ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ･総括ｸﾞﾙｰﾌﾟ長）
小　野　隆　俊　（豊田加茂福祉相談センター　センター長）

１　開会

事務局　・本日は大変お忙しい中ご出席いただき、感謝申し上げる。ただ今から、第５回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を開催する。

・各団体の役員の改選や組織の異動などで、新しく委員になられた方々を紹介する。豊田市区長会理事の都築孝弘様、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会会長の深見康子様、豊田市青少年健全育成推進協議会会長の北野照久様、豊田市ＰＴＡ連絡協議会会長の光岡大輔様、愛知県豊田警察署生活安全課課長の鈴木隆司様、以上の方々である。今回の新しく入られた委員は、豊田市子ども条例第 27 条第４項の規定により、前任の方の残りの任期で、平成 27 年６月までとなる。

・本日は３名の委員が欠席である。本会議は豊田市子ども規則第 19 条第２項に規定する過半数を満たしており、会議が成立したことを報告する。また、本日の会議の傍聴者は５名おられることを報告する。

・はじめに、豊田市子ども部の成瀬部長よりごあいさつ申し上げる。

２　子ども部長あいさつ

事務局　・６月 30 日ということで、明日からはもう７月である。これから暑い時期を迎える中、体調等に気を付けながら、委員の皆様方におかれては、ご活躍いただきたい。

・今日は、６月の定例議会の最終の閉会日であった。毎回一般質問で議員さんから、それぞれ興味のある分野のご質問をいただく。今回、20 人の一般質問の中で、５人の方から子どもに関する質問をいただいた。この会議で進めている第２次子ども総合計画の進捗、あるいは来年４月からスタートする子ども・子育て支援新制度の方向性について、特にさまざまなご質問をいただき、皆様方の議論の経過を踏まえ、私から回答した。市民生活に大きな影響を与える、関心の高い議題を取りまとめていただくということで、お忙しい中恐縮だが、今日も含め引き続き、活発なご意見をいただき、実

りある会議にしていただきたい。よろしくお願い申し上げる。

事務局　・それでは、大森会長からごあいさつをいただき、引き続き会議の進行をお願いする。

３　会長あいさつ

会　長　・皆様、お暑い中、またご多忙中お集まりいただき感謝申し上げる。子ども総合計画の審議を行っているが、来年４月から発足する子ども・子育て支援新制度についての理解と、豊田市でどのように進めていくかも含め、非常に複雑になっているが、よろしくお願い申し上げる。

・100 年を超えて、幼稚園・保育所の２つの制度で日本の教育制度は支えられてきた。それが大きく変わり、歴史的な転換点になる。教育制度を研究してきた立場として、その審議に関われるということで、慎重に、また有意義になるように進めていきたい。

・議事は２時間程度を予定している。有効な意見を頂戴し、審議を進めていきたい。

４　議事

（１）現行豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）平成 25 年度事業実施状況について

事務局【資料 No. １～２】

・資料 No. １　「新・とよた子どもスマイルプラン　平成 25 年度事業実施状況総括表」について説明

・資料 No. ２　「「子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン)」掲載事業実施状況（平成 25 年度事業一覧)」についての説明

会　長　・説明に関して、ご質問、ご意見等はあるか。

・子ども・子育て支援新制度検討部会を別に設け、協議・検討している。先ほども検討したが、その取りまとめをした案を事務局から説明をお願いしたい。

（２）子ども・子育て支援新制度について（協議）

事務局【資料 No. ３】

・資料 No. ３　「子ども・子育て支援新制度検討部会における検討状況について」の説明

会　長　・ただ今の説明について、皆様からご意見を頂戴しつつ、追加資料の対応方針について、方向性を後ほどご確認いただきたい。

・子どもを１、２、３号認定と区分して対応する考え方自体は、今の説明で大体はお分かりになったと思う。事業量の問題は、少子化の中で、このくらいの施設が必要という算定と、地域的な偏在の問題があり、方針について説明があった。国と豊田市は基準が違っており、また、幼保連携型認定こども園だと、幼稚園と保育所で基準が違っ

ていて統合が必要となる。複数の基準の統合の仕方について、方向性の説明があった。

・部会に参加した委員から、広く委員の方へのご説明や、ご意見はあるか。委員、お分かりにならない方もいるかもしれないので、この方針について、何かよろしいか。

委　員　・簡単にいうと、市の保育所がこども園になったのと同じだとイメージしている。３歳児については、国の基準と違うが、こども園は３歳児というのは一緒で、幼稚園というのは私的契約児と考えているので、そうやって考えれば同じやり方かもしれないと、難しいということはないと思う。

会　長　・基本的には、現行の豊田市の状況と変わることはない。

委　員　・ただし、私的契約児を、今のこども園の中に入れるか、あるいは私立幼稚園のほうに入れるかという形だと思う。

委　員　・国の基準と豊田市の基準を比べると、３歳児の職員配置が 20 対１と 15 対１があるということでいろいろ検討した。その結果、やはり子どもにとって手厚い 15 対１でいいと思う。15 対１だと保育士の数が必要となり、確保が難しいが、経過措置を設け、その辺を解決しようということなので、この案で納得している。

会　長　・いきなりではなく、５年間の経過措置を設けるということでご理解いただいている。居室面積の国基準より上乗せした部分については、これから建てるということで、特に問題ないということでいいか。他に何かあるか。

委　員　・全体として、公立も私立も職員の数は足りているのか。

事務局　・保育士の確保は、全国的に非常に厳しい状況にある。昨年度は待機児童対策で施設の拡大を行い、保育士もたくさん雇用するように努めてきた。特に、潜在保育士、保育資格を持っているが離職した方に活躍していただくために、今の保育士の仕事を体験していただき復帰につなげようという就職支援研修会を１回行った。20 名の参加者のうち７名ほどが、実際に雇用され効果が出ている。今年度も引き続き、確保は厳しいが、待機児童対策を進める。

会　長　・正職とパートの人とか、資格を持っていない人がある程度であれば、入るということで、ばらつきがある。また、各種の障がいを持った子どもたちを見ていて、なかなか大変な先生たちもいらっしゃると思うので、それを、全てがうまく連携するように研修をかなりしっかりやらないと難しいと思うが、そのあたりはどうか。

事務局　・臨時の職員、正規の職員も含め、新規採用した方については、基礎からの研修、それから、障がい加配の方については、障がい児に対応する研修、各年代に応じた研修体制を取っている。保育園は研修が非常に重要ということで、従来から人材の育成に取り組みながら、安全・安心な保育ができるような形で進めている。

委　員　・７ページの「（１）地域型保育事業の概要」で、居宅訪問型保育のことをベビーシッターと表現されていた。以前、事件があったが、それについて国の基準はほとんどない。家庭的な事情でここを利用せざるを得ない保護者に対して、安心して預けられるように豊田市がチェック機能を設けることが必要だと思う。その辺は検討されているか。

事務局　・現在は、国の基準が特にないと聞いている。新制度への移行に伴い、事業者が認可を受けるかどうかというところだが、認可を受けるためには、この基準の適用を受けて、

居宅訪問型の事業を行うことになる。この基準に基づいてやれば、認可を受けて、市の公費を受けて事業を行う形になる。

委　員　・その基準は、明確なものがあるのか。

事務局　・自宅に行って保育をするので、設備については特に基準なしとなっている。プラスアルファで、市の公的支援を受けるためには、９ページの確認基準を受けなければならない。その中で、内容や手続きの説明をしなさい、双方の同意をもって契約しなさいといった「利用開始に伴う基準」があるので、この部分で質の確保がされる。

委　員　・10 ページ、「放課後児童健全育成事業に関する基準について」、国の基準で有資格者の職員数が示されている。豊田市は、４年生も受け入れるということだが、１年生から４年生までの幅がある集団生活の中で、指導員の力量が問われることになる。以前、指導員へのアンケートで職員には専門性が必要だという意見があり、指導員という仕事は専門職としての位置づけが必要だと思う。従って、国の基準に上乗せして、資格だけではなく、実務経験を加える必要があると考える。豊田市では、子どもの権利学習プログラムなど、先進的な取り組みを行っており、この児童クラブでも、このような豊田方式で上乗せできるといいと思うがいかがか。

事務局　・現状、豊田市の放課後児童クラブの指導員は、保育士資格か幼稚園教諭資格か教員資格を有している、または放課後指導員の経験が何年かあるという形でやっている。今回、国から示された基準でも、現在の豊田市の基準に近い内容が明確化されている。それに加え、「国または県が指定する研修を受けた者」ということが義務づけられることになった。豊田市では、以前から独自に研修をしており、国や県がどういう研修を示すかは分からないが、国の基準に合う形で研修を進めて質の向上を図っていく。今回、国の基準もかなり高いものが求められており、その基準に加え研修も行うということで、それ以上の上乗せは行わない方向で考えている。

委　員　・午前中はこども園や小・中・高校などに勤めて、放課後は児童クラブに行く、それぞれの指導員が交流して意見交換するなど、指導員を公務員のような安定した身分にしていくことで、一生の仕事だという意識を持ってもらおうという市町村があったと思う。資格を持っていても、一時的な勤務では、高学年を含めた学童クラブ運営は難しい。そういう知恵を出していけば、より充実した対応ができると思うが、いかがか。

事務局　・ここに書いていないが、パートや部分的な勤務ではなく、必ず毎日勤める処遇の専任指導員という制度を、豊田市独自に設けている。まだここで細かいことは申し上げられないが、安定した運営に繋がる新しい雇用形態を検討している。

会　長　・ただ今頂戴した意見を盛り込み、幼保連携型認定こども園の職員配置と乳児室面積については国の基準を超える基準とするということでよろしいか。

委員一同・異議なし。

会　長　・またご意見等があれば、事務局にお話しいただきたい。では、３つ目の議題に移る。

（３）施策の取組方針と基本施策について（協議）

事務局【資料No. ４～５】

・資料No.　４　「計画の施策体系」について説明

・資料No.　５　「前回の子どもにやさしいまちづくり推進会議におけるご意見」について説明

会　長　・資料４をご覧になって、この体系は分かりやすいか、漏れている分野や施策はないか、あるいは具体的な事業としては、これがあるのではないか等について、ご意見を広く頂戴したい。資料５は、前回頂いたご意見であるが、また新たにご意見を頂ければと思う。先ほど発言された方を除き、１人１つずつお聞きしたい。

委　員　・資料４で、重点事業が具体的になったほうが分かりやすいと思った。地域を見ていると、小さい子どもを抱える家庭への理解が少ないように思っていたので、「④地域ぐるみによる子育て社会の創造」に興味があった。しかし、【重点事業（例）】を見ると、「親育ち交流カフェの開設」だけである。自分にもアイデアはないが、子育てが終わった家庭が、子育てをしている人にもう少し理解を示していかないといけないと思う。

会　長　・「10　地域力を活かした子どもの育成」の中に、何か事業として考えられるかもしれない。もし何か発信できるものがあれば、またご提案をお願いしたい。

委　員　・交流館で、子どもたちが来たら相談に乗る夏休み課題サポーターを個人的にやっており、今年で３年目になる。そのように、ほんの少しでいいので地域の人が理解を示すと、子育てをしている方たちもゆとりができると思う。

委　員　・自立支援サポートステーションというのは、青少年センターの中に開設するのか。

事務局　・平成27年４月に、産業文化センターに青少年センターを開設するのに合わせて、自立支援サポートステーションを設立するということで調整している。

委　員　・大勢の人が使うものは、駅の近くがいいので、産業文化センターはいいと思う。

委　員　・区長会としては、「地域力を活かした子どもの育成」に重点を置きたい。例えば、それぞれの地域でやっているふれあい祭りや社明運動とか、そういった中で、子どもを見守っていければと思う。どこの地域もそうだと思うが、小中学生のお助けスタッフという形で、地域の祭りに参加をいただいている。区長会としては、この４を含んだ分野に参加をさせていただくのだろうと考えている。

会　長　・区長会とはどういう組織なのか。

委　員　・それぞれの地域に自治区があるので、それぞれの区長が集まっている。

委　員　・今、区長会会長からあったように、各自治区で、地域が子ども会活動をサポートしていくのが大事である。少子化で、子ども会が継続できない地域もある。また、中学校が梅坪のほうに新しくできるが、子ども会自体が分かれていくので、分かれた部分でも地域に密着した子ども会活動ができるようにしていただければと思う。

・青少年センターが産業文化センターの所に変更になるが、人の流れが産業文化センターの裏の市駅のほうに流れるのではないかと心配している。ぜひとも青少年に集まっていただいて、にぎやかな場所にしていきたい。

・豊田市は早い子は若い年代で結婚するが、晩婚という部分が結構あるという話である。

少子化という部分で、そういった施策も検討していただくといいと思う。

委　員　・来年度から始まる幼保連携型の保育が、まだ保護者の中で全然知れ渡っていない。私も説明はしているが、うまく説明できないので、もっといろいろ説明していただけると、皆さんに分かりやすいと思う。

事務局　・私立幼稚園については新制度の影響が大きいので、この７月に私立幼稚園の保護者の会に出向いて、新制度の説明と意見交換をさせていただく。

・「広報とよた」９月１日号で、特集という形で新制度の中身について、特に保護者の方にどんな影響があるかを載せていければと考えている。

・私立幼稚園協会の先生方とは、何回か意見交換をしており、９月の入園の受付に合わせて、幼稚園から保護者の方に情報提供していく形で話を進めている。

委　員　・「７　次代を担う青少年の健全育成」に「携帯電話・スマートフォン市民運動」とあるが、企業側の普及の努力に対して、子どもたちや私たちがついていけない。もっと具体的に、何か前面に出してほしい。

・家庭教育が低下したといわれるが、少子化で子どもたちに目が行きすぎ、事前に止められるので、子どもたちが過ちをして学習することが少ない。逆にいうと、家庭の教育力は衰えていないのではないかと考えるが、市の意見も聞いてみたい。

事務局　・結論的に申し上げると、そういった家庭と、全くそうでない家庭という二極化が進んでいる。青少年健全育成推進の活動をされていると、熱心な家庭と接する機会が多いと思うが、実際には、子どもたちに関わることが難しくなっている親御さんも多い。やはり子どもにとって家庭が出発点であり、一番よりどころになるので、今よりもさらにいい形にしていきたいと考えている。

会　長　・教え子が幼稚園や保育園の先生になっているが、保護者とのトラブル、やりとりの中で疲れ切って辞めるケースがかなりある。いろいろな親御さんがいて、保育士や幼稚園の先生を辞める理由に、今、かなり浮上している感じがする。

委　員　・たくさんの施策があり、いいものばかりだとは思うが、ほとんどが大人目線で語られていることが気になる。もう少し、子どもの目線を取り込んだ施策ができると、さらにいいものになると感じた。

委　員　・左側の「⑦子どもが育ち学ぶ環境の整備と開かれた学校づくりの推進」は、右側では何番に入るのか。「(14) いじめ・不登校対策の充実」のあたりに入るのか。

事務局　・子どもという切り口でいくと、学校教育とか、教育行政という分野と非常にリンクした部分がある。豊田市には教育行政計画というものがあり、その分野はそちらでカバーしている。特に子どもの育ちの部分を強調したものは、子ども総合計画に入れているが、その部分は、「③子どもの権利の保障と青少年の健全育成」でカバーする分野だと思う。具体的には、先ほどおっしゃった（14）番、青少年の主体性の育成は（15）番で整理している。

会　長　・時間的に全部は聞けないが、また何かあれば、事務局にご意見を入れていただきたい。基本的に、この施策体系は分かりやすくなったという理解でよろしいか。

委員一同・異議なし。

会　長　・それでは、重点事業で、皆様方の関わる分野の中で具体的な例があれば、事務局にお寄せいただきたい。予定していた３つの議事は、これで終了とする。

・ここで、追加の発言の希望があったのでお願いする。

委　員　・子どもの権利擁護委員をやっているが、学童向けの啓蒙として「子ども権利相談室の活動報告書」、それから「子どもの権利擁護委員だより」を配らせていただいた。まず、活動報告書では、平成 25 年度に子ども権利相談室に入ってきた相談、それに対する活動の内容について報告している。相談の件数が少なかったことが残念だが、26 年度が始まり、件数が急に増えている。

・「権利擁護委員だより」の中にある、「いじめの問題等の解決のために」という提案の文書を学校に配らせていただいた。これは、ある具体的ないじめ問題があり、相談室や擁護委員も関わったがうまくいかず、反省の意図も込めて振り返りを行ったものである。子どもの権利擁護委員や、相談室があっても、それ１つで解決できるわけではない。学校で全て解決できるわけでもない。関係機関が子どもの権利という価値を共有し、子どもの声をよく聞き、情報共有した上で連携する必要があるのではないかということを提案書として作ったものである。皆様にも読んでいただきたい。

会　長　・相談件数が減少して残念とのことだが、純粋に喜べない現状があるということか。

委　員　・相談が何もない世の中が一番いいかもしれないが、現実問題はそういうわけではない。まだ権利相談室の認知が足りないということもあるが、お知らせを送ると、それを見て電話を掛けてきてくれることが多いが、去年は、送った時期に件数が増えなかった。今年は５月に送って、どっと相談が来ている。去年が特殊だったのかもしれないが、全体的には、相談件数は増えている。

会　長　・それでは、以上をもって第５回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了させていただく。長時間にわたり、議事にご協力いただき感謝申し上げる。

４　次回の審議会の日程について（予定）

・第５回検討部会　平成 26 年７月 28 日（月）午後２時～

・第６回本会議　　平成 26 年８月６日（水）午後２時～

５　閉会

事務局　・皆様、本日は長時間にわたり、熱心にご協議いただき、深く感謝申し上げる。